塩竈市字伊保石・字庚塚土地活用事業に係る審査評価要領

１　趣旨

この要領は、塩竈市字伊保石・字庚塚土地活用事業プロポーザル募集要項（再公募）に基づき、優先交渉者を選定するために必要な事項について定めるものである。

２　審査

塩竈市字伊保石・字庚塚土地活用事業事業者選定委員会が企画提案書の内容及び企画提案プレゼンテーションの評価を行う。委員ごとに評価点を算出し、委員一人あたりの配点は１００点満点とする。

なお、得点配分については、次のとおりとする。

審査項目	主な審査の視点	配点
（１）全体計画	①本プロポーザルの趣旨の理解度、条件を踏まえた整備計画	15 点
	②地域の活性化や本市の魅力向上、市民の利便性向上や満足度向上に資する効果的な提案	30 点
（２）事業実現性	①事業実施体制や事業実績等による事業実施力	10 点
	②既存建物の解体、施設整備、事業運営、現状回復等、全体スケジュール、資金収支の計画性	15 点
（３）価格点	（提案貸付料／最高提案貸付料）×満点（30 点） ※小数点以下の端数は切り捨て	30 点
合　計		100 点

３　優先交渉者の決定

審査における各委員の評価点の合計点から平均点を算出し、最高点を得た者を優先交渉者として決定するものとする。

ただし、最高点が審査評価点（１００点満点）の７割に満たない場合は優先交渉者として認めないものとする。